

令和 6 年度

岩手山麓農業水利事業

岩洞ダム間接流域取水路他実施設計業務

特別仕様書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 岩手山麓農業水利事業岩洞ダム間接流域取水路他実施設計業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、間接流域取水路の実施設計及び岩洞ダムの浸透水観測施設の補足設計を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、岩手県盛岡市藪川地内で別紙1位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条

- 1 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木

		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下、「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-7条 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1-8条 設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2-1条 設計の基本的事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準設計「ダム」共通編	(社)農業農村工学会	平成15年4月
2	土地改良事業計画設計基準設計「ダム」フィルダム編	(社)農業農村工学会	平成15年4月
3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社)農業農村工学会	平成26年3月
4	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社)農業農村工学会	令和3年6月

(作業条件)

第 2 - 2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設及び設計条件)

第 2 - 3 条 本業務の対象施設及び設計条件等は、次のとおりである。

- (1) ニノ又沢溪流取水路 (パイプライン)

延長	L=0.08km
構造	コルゲート管 φ 450
計画流量	0.21m ³ /s

- (2) 岩洞ダム

有効貯水量	46,300千m ³
流域面積	
直接流域	48.6km ²
間接流域	171.4km ²
総貯水量	65,600千m ³
堤頂高	40.0m
堤長	351.0m
堤体積	850千m ³

- (3) 岩洞ダム浸透量観測施設

形式	ボックスカルバート
観測箇所数	4箇所
計測方法	三角堰による自動計測

- (4) 地下水データ整理

地下水データ整理の調査対象施設は以下のとおりである。

場 所		施 設 名	対 象
貯 水 池			
提 体 右 岸	上流	BL-No. 1	○
	ダム軸	BL-No. 4	○
	下流	BL-No. 2	○
	下流	BL-No. 3	○
提 体 左 岸	上流	BL-No. 5	○
	ダム軸	BL-No. 8	○
	下流	BL-No. 6	○
	下流	BL-No. 9	○
	下流	BL-No. 7	○

(貸与資料)

第 2 - 4 条 貸与資料は次のとおりとする。

番号	分 類	貸 与 資 料
1	成果物	令和5年度 岩手山麓農業水利事業 岩洞ダム浸透水観測施設概略設計業務
2	成果物	令和3年度 岩手山麓農業水利事業 岩洞ダム浸透水観測施設調査その他業務
3	成果物	令和元年度 岩手山麓農業水利事業 岩洞ダム観測設備設計業務
4	成果物	平成28年度 岩手山麓（一期）農業水利事業 間接流域取水堰他調査測量設計業務

また、業務期間中において上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議する。

（貸与資料の取扱い）

第2－5条 第2－4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）共通仕様書に示す参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （4）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（設計作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における設計作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、設計業務作業詳細は別紙2に示す「設計作業項目内訳表」に○印で該当項目をしめす。

[設計業務作業項目表 実施設計：間接流域取水路]

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 現地調査	1 式	
2. 資料の検討	1 式	
3. 設計計画	1 式	
4. 水理検討	1 式	
5. 改修計画図作成	1 式	
6. 数量計算	1 式	
7. 施工計画	1 式	
8. 特別仕様書作成	1 式	
9. 概算工事費積算	1 式	
10. 総合検討	1 式	

11. 照査	1 式	
12. 点検とりまとめ	1 式	

[設計業務作業項目表 実施設計：岩洞ダム浸透水観測施設補足設計]

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 現地調査	1 式	
2. 資料の検討	1 式	
3. 地下水データの取りまとめ	1 式	
4. 岩洞ダム浸透水観測施設検討		
4. 1 浸透水観測室設計	1 式	
4. 2 電気設備設計	1 式	
4. 3 仮設計画立案	1 式	
4. 4 図面作成	1 式	
4. 5 数量計算	1 式	
4. 6 特別仕様書作成	1 式	
4. 7 概算工事費積算	1 式	
4. 8 河川協議資料	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3－2 条 作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第 2－1 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、
https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。
 - ・ 新技術情報システム (NETIS) は、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/New/Index.asp>を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するも

のとする。

- ・「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第３－３条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものである。

１）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

２）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（２）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

（３）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（４）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（５）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第３－４条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる

。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せ場所は、岩手山麓農業水利事業所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階(業務計画書を作成した段階)

第2回 中間打合せ(地下水データ整理段階)

第3回 中間打合せ(浸透水観測施設設計段階)

第4回 中間打合せ(取水路設計段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) : 正副2部
- (2) 成果物の出力: 1部 (電子媒体の出力。市販のA-4版ファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場80番地
東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

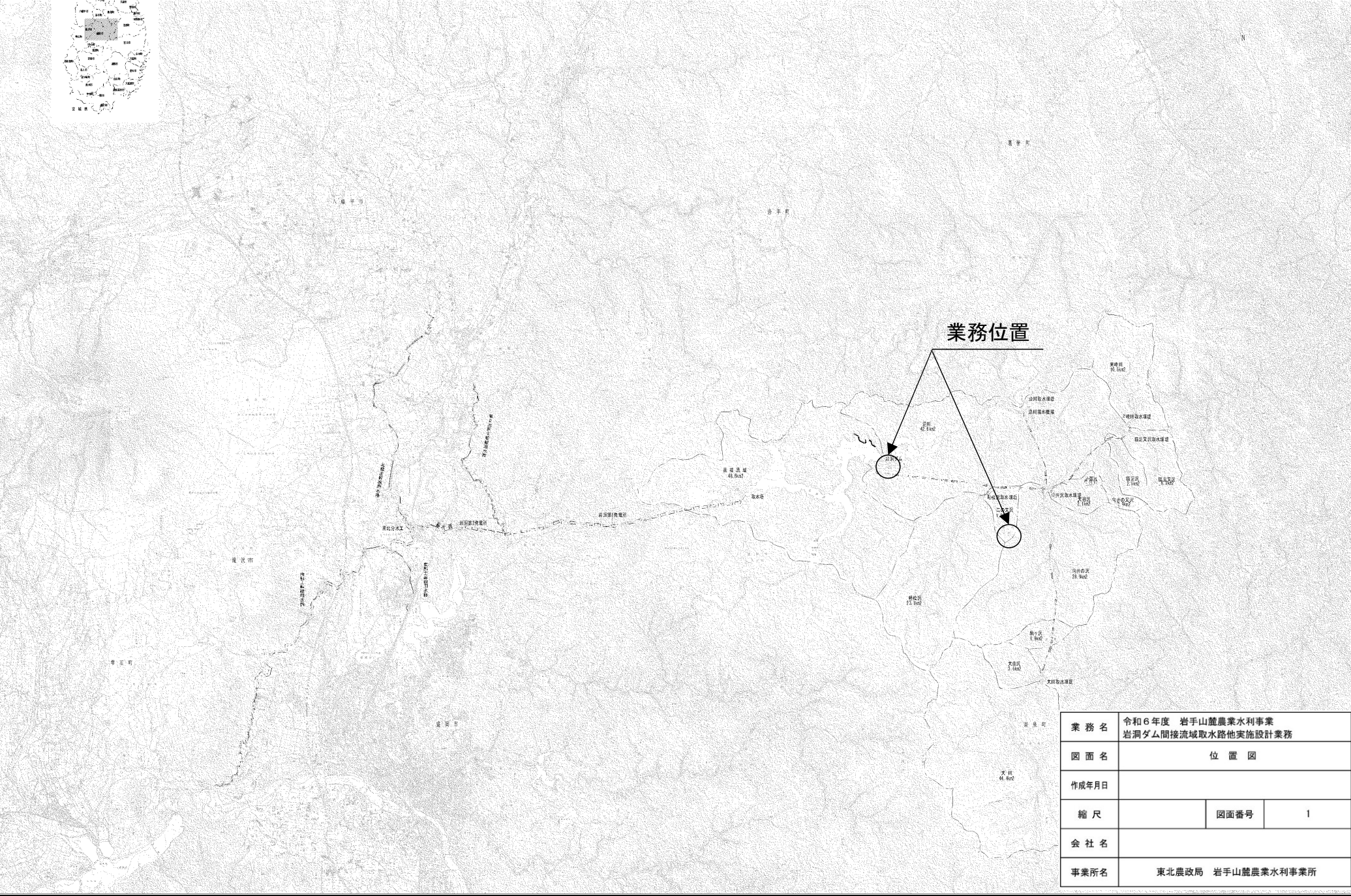
第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-3条に示す「対象施設及び設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議により、設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 間接流域の流量観測検討が必要となった場合。
- (8) 第二発電所水槽発電用ゲートの門柱補強検討が必要となった場合。
- (9) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



業務名	令和6年度 岩手山麓農業水利事業 岩洞夕川間接流域取水路他実施設計業務		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

【間接流域取水路実施設計】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
3. 設計計画	過年度の調査結果に基づき、対象施設の改修工法の材料、性能、経済性等について、詳細比較検討を行い最適な工法を選定する。 経済比較については、金額バック資料作成を含む。	○
4. 水理検討	対象施設の水理計算を行う。	○
5. 改修計画図作成	構造一般図、構造配筋図、附帯施設の詳細図を作成する。	○
6. 数量計算	対象施設毎の補修材料、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算を行う。	○
7. 施工計画	施工基本方針の検討、施工計画、工事用道路計画、全体工程計画等の作成を行う。	○
8. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。補修工法については記載した数値等の根拠も整理する。	○
9. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
10. 総合検討	上記、各作業について総合的に検討する。	○
11. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
12. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

【岩洞ダム浸透水観測施設補足設計】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	岩洞ダム補足検討に必要な現地調査を行う。	○
2. 資料の検討	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○
3. 地下水データの取りまとめ	既設水位観測孔に設置されている自記式水位計データを回収しデータ整理を行う。	○
4. 岩洞ダム浸透水観測施設検討		
4.1 浸透水観測室設計	過年度業務で検討した改修案について詳細設計を行う。設計内容は、浸透水の集水方法及び構造、観測計器の選定、観測室の規模検討とする。	○
4.2 電気設備設計	浸透水観測室の位置変更に伴う修正を行う。	○
4.3 仮設計画立案	浸透水観測室改修に必要な仮設計画を修正する。	○
4.4 図面作成	仮設計画平面図、完成後の平面図、構造図、土工図の修正を行う。鉄筋加工図、鉄筋集計図は含まない。埋設計器については機器設置図の修正を行う。電気設備については、配線計画図、機器詳細図の修正を行う。	○
4.5 数量計算	浸透水観測室設置に必要な数量計算の修正を行う。	○
4.6 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書(土木、機械)を作成する。補修工法については記載した数値等の根拠も整理する。	○
4.7 概算工事費積算	主要工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
4.8 河川協議資料	過年度業務で作成した河川法第24条(占用協議)及び第26条(構造協議)の予備協議を行うための河川協議資料(諸元、改修計画、設計及び構造計算書、地質、仮設計画、工事工程表、添付図面等)を修正する。	○
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
6. 点検とりまとめ	業務内容の点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○